慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	株式会社起源考
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.12 (1919. 12) ,p.1621(85)- 1627(91)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19191201-0085

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

國民經濟講話
新版發賣
坤卷（上）
資本
經營
經濟
法學博士 福田徳三先生著
布裝箱入全一册 正價參圓四拾錢 〔郵税內地 金十二錢〕
發兌 東京神田駿河臺鈴木町 電話神田三七二五番 振替東京二九〇二九番
大倉洞――東京神田 東京堂 其他各地信用ある書店にて取次販賣す

株式會社起源考

阿部秀助

一

何れの時代、何れの處に株式會社なるものが發生せしやに就きては、今日に至る迄、經濟學者、經濟史家及商法學者の間に尚ほ解決せられざる問題であるが、論者は茲に此問題に對する「ヤコブ、ストリェデル」の最近の見解を紹介し、且つ論評して見たいと思ふ。

商法學者として有名である「レーマーン」教授が千八百九十五年に株式會社法の史的發展に關する研究を公にした以前に於て、一般に信ぜられて居た之れが起源説は以太利を以て株式會社の搖籃とする説で、即ち「ゼノア」の「サン、ヂョルヂオ」銀行殊に「ゴールトシュミット」教授は其著商法一般史に於て同じく「ゼノア」に千三百四十六年より千五百七十六年の間に存した「マオナ」を以て之に當てたのである、而して此「マオナ」なるものは千三百四十六年「ゼノア」民會の決議で「シモン、ヴォノシー」外二十八名が各自の資金を提供して二十九艘の戰艦を建造し、「ヂオス」及「フォケア」等を侵略して、是等の地方に殖民地經營を業としたものである、次ぎに「レーマーン」教授は以上の説に對して株式會社の起源を以て更に新しきものとなし、即ち十七世紀の初期に於ける殖民地經營の會社、例者英國東印度會社、和蘭東印度會社等を以てこれが典型としたのである、而して彼れが千四百九年來「ゼノア」に存せし「ヂョルヂオ」銀行を以て株式

會社と認めしに不拘（ゴールトレュミット」教授の「マオナ」說に對しては「レーマーン」教授は反對せり）尙ほ之れが起源を以て更に新しき時代に置きし理由に就きては主として十七世紀の株式會社と以太利に於ける株式會社との間に何等の關係何等の連絡なしと云ふにあるも、然かも以太利の株式會社と十七世紀の株式會社との間に何等の連絡なきことが直ちに以て之れが起源を十七世紀に仰ぐことゝはならぬのである、何んとなれば十四世紀と十七世紀との間に於て他に之れと類似の企業組織を見出し得るやも知れぬのである、此の點に關して「ヤコブ、ストリェデル」の最近の研究は之が解決上に曙光を與ふるものと思はるゝのである。

二

論者の見る處を以てすれば十四世紀より十七世紀頃に至る迄、特に大なる資金の必要を感ぜし企業は對外的取引殊に殖民地取引以外に鑛山業なるものが存してゐたのである、而して學者の從來の研究が專ら海上方面に囚られて深く內地方面殊に鑛山地方に存する史料研究に從事しなかつたことは確かに株式會社起源說の研究を不透徹ならしめた主要な源因である。

「スタイエルマルク」と上部墺太利の地方は既に中世時代より鐵鑛の產地として有名で、殊に之れが中心は今尙ほ鐵を產する「インネルベルグ」と「フォルデルンベルグ」とであつたのであるが、前者の鐵は專ら上部墺太利の「ステール」市にて取引せられ、後者は「スタイルマルク」の「レォベン」に出されたのである、斯くて兩市の商人は十四世紀以來鐵鑛業の進步發展につれて之れが生產額の增加せし結果、玆に企業組織の上に新なる要素を齎らすの必要に迫つたものと思ふ、而して「レオベン」市の鐵商人の間に之れが取引を業務とする株式會社の創立が千四百十五年に存することは「レォベン」市に現存する千四百十五年五月二十五日の「エルンスト」（墺太利大公）の特許狀及千四百二十一年十二月二十五日に於ける同公の御敎書の明かに吾人に示す處で、其後此會社が永續せしことは千四百三十九年一月二十九日に於ける「フリトリッヒ」公の命令に同會社の營業時期を更に十五年間繼續せしむる文書あることによつて之を證明するを得るのである、更に「ステール」市にて之に類似の會社組織を見しは十六世紀のことで、此會社の法律上に於ける名稱は單に Eisenhandlung-Compagnia と云ふに過ぎないが、實際上、市其者と密接の關係を有して居たことは同會社の金庫及帳簿が市廳の一室に保管せられたことゝ、又同會社より發送する文書には常に市の紋章ある印が捺されて居たので知ることが出來る、次ぎに同會社の株主たる資格條件は彼の十七世紀に於ける和蘭の株式會社が普ねく和蘭人に對して解放せられしのと大小の差はあるが、即ち「ステール」市在籍の市民に限定したもので、但其職業は商人たると手工業者たるとを問はなかつたのである、次ぎに株主の投資額は最低百「フロリン」で最高額に就きては別に制限なく、各自の投資額に對しては、會社の印章、帳簿掛の署名、及株主の姓名と其投資額とを記入せる株券なるものが附與せらるゝのである、斯くして株主たる資格を有せしもので、其後、會社の秩序を亂し、或は直接會社に對して損失を與ふる慮あるものに對しては之れが重役は自己の與えられし權限によつて株主名簿より除くことを得るのである以上は强迫的に會社より遠ざけらるゝ場合であるが、更に株主自からが自己の自由意思の下に會社の一員たることを辭せんとする場合には、

其投資額を會社が半年毎に一定の額を定めて拂戻すを原則とし、若萬己むを得ざる場合に於ては會社が損失を被むらざる範圍に於て、其全部又た大部分を一時に償却することあり、勿論、斯くの如き場合は株主が退社する以前に於て會社が被りたる負債を分擔するものである、而して此點は現行商法と多少類似の點を有するのである、即ち現行法によれば社員としての資格の繼續中に生じたる債務及入社前に生じたる會社の債務に對しても共に責任を負ふことになつて居るのである、次ぎに株主の或者が死亡せし場合に於て、之れが相續者又たは死亡者に對する債權者は株券に對する現金の支拂を要求することを得るも、然かも請求後半ヶ年を經て支拂はるゝのである、尙ほ之が拂戻の額は若其投資額が五百「フロリン」を超過せざる場合には一年間に、其以上の額に達せし場合には四年間に分割して支拂ふを原則とす、但、此場合に於て會社に殘存せる金額に對しては之れが請求者が「ステール」の市民たる限り、持分の配當を、受くると共に、若、請求者が同市の市民にあらざるか、或は他に其居所を轉せし場合には投資額の殘額に對しては配當を受けないで年五分の利子を受くるのみである、更に死亡せる株主の相續者又たは債權者が株主たらんと欲することは會社にとりては別に異議なき處で、但、此場合にあつても其後繼者が「ステール」の市民たる場合は總て會社の損得を分擔し、之れに反して後繼者が「ステール」の市民だらざる場合には其投資額に對して年五分の配當を受くるに過ぎないのである、尙ほ會社の經營資本は以上各株主の出資額以外に一定の利子を附した社債を發行し、之れが擔保としては會社及「ステール」市の財産を以てしたのである。

次ぎに同會社が其取引業務を遂行する必要上當然處置す可き經營方面に就きては普ねく株主中より四人の業務擔當員を撰出し、其中、二人は實際上の事務に當るのである、而して以上の四人は會社全部に對して其責任を有すると共に苟くも同會社に屬する使用人は總て彼等の支配の下に存するのである、更に以上四人の重役以外に株主中より信用あり且つ事務に堪能なるもの二人を撰出して總て金錢上の出納を司らしめるのである、而して四人の重役と二人の金錢出納者の報酬は別に一定の規定なく只だ年々會社の收益狀態によつて之れに報ゆることになつて居るのである。

三

以上、述べしが如き「ステール」市の鐵取引を業務とする株式會社に直接、範をとつたと思はるゝのは「イグラウ」の毛織物商事會社である、而して「イグラウ」は「ベーメン」と「メーレン」との國境に近き獨逸の一小市で、中世以來鑛山業と共に毛織物工業を以て有名であつたが、後者は十六世紀に及んで之れが販路の縮少と經營資本の貧弱なる結果から、一般に事業の不振に陷りしを以て、之れを挽回する方法として茲に同市の織物取引業務に從事するものを中心として株式會社の創立を見るに至つたのである、尙ほ此會社の組織內容に就きて現時「イグラウ」市文書館の所藏にかゝる皇帝「ルードルフ」二世の特許狀（千五百九十二年六月十七日付）によれば此會社の株主たる資格は總て同市の本籍者に限定せられ、但、富めると貧しきと果た中流階級たるとは少しも問題とならず、只だ貧しき者にして株主たり得る爲めに一株を數等分して各自其一部を所有し得る方法を講じたのである、次ぎに此會社の主なる營業は一面、「ベーメン」、

「メーレン」其他の地方に產出する、羊毛の買込み、之れを「イグラウ」市の毛織物業者及帽子製造人に交附すると共に、彼等の製品を遠くは匈牙利及「ジーベンブルゲン」地方の市場に供給せしものである、但、此會社より原料の供給を受け且つ其製品の販賣を依賴するものは、同時に他より原料の供給を受け、又た他に製品の賣込を禁じたのである、尙ほ此會社は本來、獨占的意義を有せざりしものなるも、其後、仕立職の方面より多少非難の聲を聞くに至り、千七百二十五年に於て更に新會社の組織を見るに至つたのである、尙ほ最後の例證として見る可きものは「アムベルグ」錫ブリキ會社である、此會社は前の場合と異なつて云はば半官半民會社で其株主中には「バイエルン」の「フリドリッヒ」公其他、當時の政府に於ける要路の人々を網羅したのである、而して斯くの如き組織によつて會社の得た利益は非難の多かつたに不拘、比較的長く獨占的地位を維持したことであるが、然し他の一面から見れば屢々會社の資金が政府方面に利用せられる機會を生むに至つたのである現に千五百五十年「フリドリッヒ」は四千「フロリン」を一年間同會社から無利子で補給を仰いだことがあり、又、千五百九十五年以來は每年其利益の幾部分を收むることになつたのである、尙ほ會社の業務を遂行する上に於て之れが支配權を握つてゐるのは同會社の監査役で、屢々會社に關する文書中には rath の名稱を以て現はされて居るのである。

四

「ヤコブ、ストリェデル」は以上擧げし如き企業組織が如何なる意味に於て以太利の株式會社と和蘭の株式會社の中間的地位を占むるかに就きて全然說明をしておらぬのであるが、論者の見る處では「ステール」市に設けられし株式會社の如き同市に移住し來りし者によりて主として營まれしことと當時、以太利人にして此方面の鑛山等に活動せしものゝありしことは、自から、其間に以太利の企業組織を輸入し得る餘地存せしが如し。（完）

マアシヤル教授のNational Guilds評論梗概

三邊金藏

ポキツトレイ報告中に唱道せられある工場委員及聯合產業會議の制度は、勞働者をして同職組合に對して忠實なると共に、而して又時には其にも優りて、同一產業に從事する他の勞働者に對して忠實ならしめんとする運動の一端を稍々具體化せるものと謂ふ可きなるが、ナショナル・ギルドの要求も亦た此運動より後援を得たるものなるなり。然かも最近時に於て特に優勢となれる此運動は、一世紀前に生ぜる運動とは全く正反對の方向に走るものと稱す可きなり。蓋し十八世紀より移りて十九世紀に入るや手工業親方輩の所有にかゝる作業場は優勢なる產業單位たるの實を失ひ、夫より更に二世代を經たる後に於ては、雇主は――昔嘗つて勞働者たりし者にても――專ら大工場の組織と財政的方面とに執掌するに至りたればなり。

十九世紀末に至りては、同一工業內に於て營まるゝ作業の種類極めて多種多樣となりたるが爲め、是に從事する各種職工間の共同的紐帶も亦た破れて各個の職工は勞銀其他の事項に關し指導と援助とを各自の組合に求むるに至れり。從つて組合に對する忠誠の觀念は其高尙なる情